

高知市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第25号）第10条の規定に基づき犯罪被害者等に対して必要な支援を行うため、高知市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 負傷又は疾病であつて、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養に要する期間が1か月以上、かつ、通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの）をいう。
- (3) 性犯罪 犯罪行為のうち、次に掲げるいずれかの罪をいう。
 - ア 刑法第177条の罪（同条の未遂罪を除く。）
 - イ 刑法第179条第2項の罪（同項の未遂罪を除く。）
 - ウ 刑法第181条第2項の罪（人を死亡させた場合を除く。）
 - エ 刑法第241条第1項の罪
- (4) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは重傷病又は性犯罪による被害をいう。ただし、やむを得ない事情により被害届の提出をすることができないことを市長が認めたものを除き、被害届の提出等により警察が被害を認知し、市長が警察への照会等により当該事実を確認できるものに限る。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるやむを得ない事情により本市の住民基本台帳に記録されずに本市の区域内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
 - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
 - カ その他本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者
- (7) 配偶者等 犯罪被害者と婚姻関係にある者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ登録の関係にある者（高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱（令和3年告示第19号）第5条第2項に規定する登録証又は他の地方公共団体におけるこれに相当するものの交付を受けた者をいう。）を含む。）をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者（以下「支給対象者」という。）に見舞金を支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族（第5条第4項に規定する第一順位遺族に限る。）であつ

て、かつ、当該犯罪被害が発生した時に市民であった者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であつて、当該犯罪被害を受けた時に市民であった者

(3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪により被害を受けた者であつて、当該犯罪被害を受けた時に市民であった者

2 前項の規定にかかわらず、同一の犯罪被害に関して、重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金のいずれもが支給の対象となる場合は、いずれか一方のみを支給することとし、他の地方公共団体から見舞金と同種の給付を受けた者に対しては、当該犯罪被害に係る見舞金を支給しない。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(3) 性犯罪被害見舞金 10万円

2 前項第1号の規定にかかわらず、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該犯罪被害に起因して死亡した場合には、同号に定める遺族見舞金の額から既に支給した見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者等

(2) 主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの

2 犯罪被害者の死亡の当時に胎児であった子が出生した場合、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時に主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあっては同項第2号の子と、その他の場合にあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母にあつては、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

4 前項の規定により第一順位の遺族となる者（以下「第一順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して行った遺族見舞金の支給は、当該第一順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

5 犯罪被害者を故意に死亡させた者又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も同様とする。

(見舞金を支給しない場合)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時ににおいて、犯罪被害者又は第一順位遺族が、加害者の配偶者等、直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者との関係を含む。）又は3親等内の親族のいずれかに該当する場合。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 婚姻関係を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他当該親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき。

イ 加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪行為を行ったと認められるとき。

ウ 当該犯罪行為が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第3項に規定する高齢者虐待又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第2項に規定する障害者虐待と認められるとき。

(2) 犯罪被害者又は第一順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合

(3) 犯罪被害者又は第一順位遺族が、暴力団員等（高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第2条第2項第5号に規定する暴力団員等をいう。）である場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたこと又は犯罪被害者若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

（見舞金の支給申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 遺族見舞金

ア 高知市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）

イ 犯罪被害に関する申出書（様式第2号）

ウ 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

エ 申請者が当該犯罪被害が発生した時に市民であったことを証する書類

オ 申請者が配偶者等であるときは、犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書その他配偶者等である事実を証する書類

カ 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第一順位遺族であることを証する書類

キ 申請者が第5条第1項第2号に規定する者であるときは、犯罪行為が行われた当時、主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証する書類

ク 第一順位遺族が2人以上あるときは、高知市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者選任申出書（様式第3号）

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 高知市犯罪被害者等見舞金（重傷病・性犯罪被害見舞金）支給申請書（様式第4号）

イ 犯罪被害に関する申出書（様式第2号）

ウ 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

エ 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金

ア 高知市犯罪被害者等見舞金（重傷病・性犯罪被害見舞金）支給申請書（様式第4号）

イ 犯罪被害に関する申出書（様式第2号）

ウ 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けた時に市民であったことを証する書類

エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に定める書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができる場合は、申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

3 見舞金の支給対象者が未成年者であるときは、その法定代理人が申請を行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証する書類を提出しなければならない。

- 4 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金の支給対象者がやむを得ない事情により当該見舞金の申請を行うことが困難であると認められるときは、当該支給対象者の配偶者等又は2親等以内の親族が代理人として申請することができる。この場合において、当該代理人は、支給対象者との続柄を証する書類を提出しなければならない。
- (申請の期限)

第8条 前条に規定する申請は、申請者が当該犯罪被害を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、行うことができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体的自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請を行うことができなかったと市長が認めるときは、その理由がなくなった日から6か月以内に限り、前条に規定する申請を行うことができる。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、適当と認めたときは高知市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第5号）により、適当でないとしたときは高知市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に対して、必要な事項を報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

- 3 市長は、見舞金の支給決定をしたときは、速やかに申請者に見舞金を支給するものとする。

(支給決定の取消し及び見舞金の返還)

第10条 市長は、支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 見舞金の支給を受ける資格がないと判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、高知市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第7号）により当該者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金を支給しているときは、期限を定めて、当該支給した見舞金の返還を命じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。